



耳助  
事件簿

CASE 06

鉄管不正事件

水道は、庶民の生活に欠かせないものです。江戸では石樋や木樋を利用して、上水道を整備していました。江戸が東京に変わってからもそれまでの設備が引き続き使用されましたが、徐々に水質汚染や水圧不足などの問題が顕在化し、近代水道の建設が意識されていきます。

明治23年(1890)に水道条例が制定されると、水道は市町村の公営とすることが決定されました。現在の東京23区に相当する東京市の水道改良設計では、玉川上水路を利用して多摩川の水を(淀橋)浄水場に引き、沈殿・ろ過して、ポンプあるいは自然の流れによって、鉄管で市内に給水することとなりました。東京市の大規模な上水道敷設計画は明治25年に緒につき、5年の予定でその実現が図られていると信じられていました。

明治28年10月、東京市長の職務をおこなっていた東京府知事の三浦安は、以下のような密告を受けます。それは、日本鑄鉄株式会社から納付されている水道用鉄管のなかに、以前に不

合格品となった不良鉄管に合格番号として東京市の徽章を密かにはめこんで、合格品にみせかけたものが多数あるので検査してほしい、というものでした。調査したところ、明らかな不正の証拠があり、東京地方裁判所に日本鑄鉄の社長を告訴することとしました。密告はそれ以前にもあったことがわかりましたが、市当局はずさんな調査で見過ごしてきたのです。

そもそも、鉄管を日本鑄鉄に請け負わせるかどうかについては、大きな議論がありました。世界的に信用が確立し、安全である外国製の鉄管を用いるべきであるという意見と、鉄質や調節の可能性、出張費用の節減、運搬の手軽さなどを挙げて国産が良いといった意見が対立していました。渋沢栄一が外国製鉄管の使用を主張したため暴漢に襲われたことは、広く知られています。市会は最終的に日本鑄鉄を請負先に決定しますが、この会社の製造所が建設されておらず、生産の実績がないなど危ない状態にあったことは、反対論者から指摘されていました。果たし

て、鉄管の納付期限変更、延期や請負高減少の願い出がたびたび出されます。そして、最終的に発覚したのが本件です。水道改良工事自体は、敷設した鉄管を掘り起こして再検査をおこなうこととはなりませんが、不合格の鉄管を外国製に入れ替えることで、明治31年秋頃までには大部分の工事を終了させました。

本件の第一審判決は、市民の強い関心のもとにあり、東京控訴院の大法廷を借りて600名の傍聴人があったと伝えられています。弁護士は30余名で、法人に対する事件であり被告個人に対する事件ではないなどの主張をして、検事に挑戦していきました。会社関係者15名が詐欺取財の罪で有罪判決を受けますが、第二審では、社長以下7名は証拠不十分で無罪となりました。

なお、3名の市会議員が賄賂收受の疑いで逮捕されましたが、嫌疑不十分で不起訴となっています。この事件は、市会の解散や府知事の辞職など、政治問題へと発展していきました。



淀橋浄水場跡



鉄管の搬出(東京都水道歴史館所蔵)





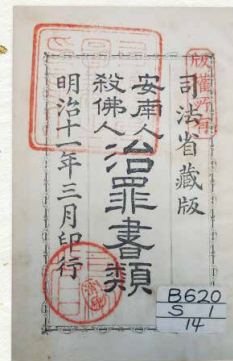
## 安南人佛殺人治罪書類

現在のベトナムであるフランス領安南で発生した殺人事件の裁判資料が綴じられている本資料の冒頭には、司法省編纂課が明治10年(1877)12月に書いた序文が収録されており、「大木司法卿ノ佛蘭西人シユスラン氏ニ囑シ其サイゴン府ノ裁判所ニ要求謄写シ得」という経緯が述べられています。ジュスランは、フランス領サイゴンで検事をしていたところ、検察制度の整備を目指す司法省の依頼に応じて、明治9年に来日した「検職顧問」です。その頃の明治政府はフランス法を参照した法典を編纂しつつ、刑事裁判制度の整備も進めていました。本資料に収録されているのは現地の人がフランス人を殺害した事件ですが、同じ東アジアにおいてフランス法が運用されていた事例を学ぶために、ジュスランに資料の取り寄せを依頼したといえるでしょう。

もっとも、本資料には「大木司法卿預メ問題ヲ立テ余ニ命シテ佛蘭西人ボアソナード氏ニ質問」し、その回答をまとめた「問

答書」が収められており、同じくお雇い法律顧問であったボアソナードによる解説が日本人に供されたことがわかります。

実のところ、ジュスランは明治10年11月に解約となり、司法省から離れました。当初は上述した法典編纂事業のうち、治罪法という刑事訴訟法典の編纂委員にも名を連ねていましたが、結局はボアソナードがフランス語の草案を起草することとなります。ジュスランが解約となった決定的な理由は判明していないものの、様々な縁が交錯し、法が継受されたことを本資料は示しているのではないのでしょうか。



### 近代司法の担い手たち

## あがた のぶ つぐ 縣 信 緝

1824-1881年

江戸の中期、仙台伊達家の儒員蘆野徳林(本姓岩淵、号は東山)は才英で知られ、江戸で室鳩巢に師事しましたが、元文3年(1738) 狷介な気性から藩の譴責を受け、以来20有余年、他家預けの身となりました。その間、師室鳩巢の囑を受けて編んだのが『無刑録』全18巻です。中国古今の典籍を涉猟し、ヨーロッパで新派刑法学が現れる100年も前に「刑期于無刑」(刑は刑なきを期す)という教育刑主義に到達した希代の刑法書『無刑録』はしかし、刑法は秘すべきとされた江戸期においては一部の学者の間で知られるに止まり、公に世に出ることはありませんでした。

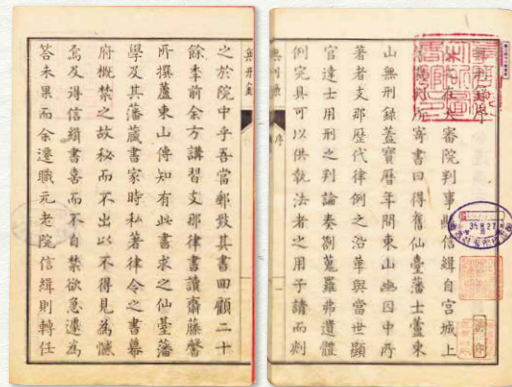
本書を入手し、公刊せんと試みたのが、縣信緝です。

縣は文政6年(1824)生まれ。宇都宮戸田家の臣。勤王家として知られ、山陵修復に尽力しました。水戸天狗党の乱に際しては天狗党を日光から去らせて藩を救い、幕府瓦解後は宇都宮で旧幕府軍と戦い、その功で藩権大参事に上りましたが、その間幾度も獄に繋がれるという褒貶の烈しい半生でした。そして明治4年(1871)、司法省に転じて少判事従六位、後に六等判事となり、我が国近代司法制度の礎を築きました。縣は明治8年頃、宮城上等裁判所にあつて『無刑録』を入手しその価値を知ると、「執法者之用」に供するため、大審院判事であった水本成美に出版を勧めました。縣が手に入れた『無刑録』は陸奥宗光

ら元老院の有力者を動かし、明治10年、遂に「元老院蔵版」として発兌され、洛陽の紙価を高めたのです。

裁判所機構の誕生とともに重任を負った黎明期の判事たちに、法律の専門教育を受けた者などありませんでした。縣のエピソードは、彼らが真摯に学び、職責を果たさんとしていたことを今日に伝えます。

縣は、『無刑録』が世に出た同じ明治10年、病を理由に致仕し、14年、59歳で没しました。



元老院蔵版『無刑録』に水本成美が寄せた序文。

縣が出版を勧めたことが書かれている。

(国立国会図書館デジタルコレクション所蔵)